

四 看護師 1名

- ① 原則として週一回健康状態の観察を行い、利用者と介護従業者に必要なケア等について、指導援助をするものとする。
- ② 利用者の健康状態に緊急な事態の発生したとき又は介護度の重度化に伴い施設内での終末期に際し24時間対応体制を図る。

(利用定員)

第5条 事業を行う施設の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 18名 (いろはのイ 9名、いろはのロ 9名)

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 この施設を行う事業の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況を踏まえ、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう援助等を行う。
- 二 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう援助等を行う。
- 三 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領のサービスであるときは、利用料の内各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 日常生活において通常必要となるものに係る費用は、その実費を徴収する。なお、保証金については徴収しない。

一 家賃 (1月あたり)

いろはのイ 40,000円 (7室)、80,000円 (1室)

いろはのロ 35,000円 (1室)、40,000円 (7室)、60,000円 (1室)

ただし、家賃については、事業所独自の減免措置がある。

二 食材料費 (1月あたり) 30,000円

ただし、欠食分については次の金額を控除するものとする。

朝食 200円、昼食 400円、夕食 400円

三 光熱費等 (1月あたり) 15,000円

四 理美容代 実費

五 おむつ代 実費

六 その他必要な物品

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 施設への入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者の居室は、個室を当てるものとするが、2人部屋として利用可能な部屋が、「いろはのイ」に1室ある。
- 二 施設において、利用者の現金及び預貯金につき原則として管理しない。また、財産の運用についてもこれは行わない。ただし、日常生活に必要な金銭の保管管理及び利用者が施設に依頼した場合はこの限りではない。
- 三 要介護・要支援の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合、退居を求める場合がある。

- 四 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2か月以上滞納した場合、必要な医療機関に紹介もしくは退居を求める場合がある。
- 五 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、必要な医療機関に紹介もしくは退居を求める場合がある。
- 六 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合、退居を求める場合がある。
- 七 2人部屋の場合、万一長期入院その他のことで一人になった場合、原則として一人部屋に移ることを求める場合がある。
- 八 利用者の身元引受人は、一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負い、かつ利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の処理その他の必要な措置をなさなければならない。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策は次のとおりとする。

- 一 火元の危険性の低減及びガス事故防止のため、電磁調理器具等を使用する。
- 二 消火器の整備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知器設備、誘導灯設置、スプリンクラーの設置
- 三 緊急連絡網の整備
- 四 消防訓練 年2回以上

(地域との連携等)

第10条 施設は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、施設が所在する市町村の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(運営推進協議会)を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等聞く機会を設ける。

- 2 施設は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
- 3 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(感染症対策の強化)

第11条 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第12条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、以下のとおり推進するものとする。

- (1) 業務の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の定期的実施
- (2) その他業務継続のために必要な措置

(ハラスメント対策の強化)

第13条 従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、介護従業者等の質的向上を図るために年1回以上研修を行う。

- 2 介護従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守る。また、介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者等との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者と社会医療法人仁生会との協議に基づいて定めるものとする。

(その他)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附則

この規程は、平成19年5月27日から施行する。

変更 平成20年4月1日から施行する。

変更 平成20年9月1日から施行する。

変更 平成21年2月1日から施行する。

変更 平成21年11月1日から施行する。

変更 平成23年8月1日から施行する。

変更 平成23年10月1日から施行する。

変更 平成27年4月1日から施行する。

変更 令和元年5月16日から施行する。

変更 令和3年4月1日から施行する。